

第 5730 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月12日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 教育資金の一括贈与の提出書類

Q：教育資金の一括贈与の提出書類について改正がされたようですが、どのようになったのですか？

A：電子媒体での提供ができるようになりました。

【解説】

教育資金の一括贈与の特例とは、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合に贈与税が非課税になるというもので、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の個人が教育資金に充てるための資金を、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から信託受益権を付与された場合などに、信託受益権又は金銭等の価額のうち受贈者1人につき1,500万円までの金額に相当する部分の価額につき贈与税が非課税となる制度です。

この特例を受けるには、教育資金の支払いに充てた金銭に係る領収書等を取扱金融機関に提出しなければなりません。平成29年度の税制改正において、利用者の利便性をよくすることを目的として、紙媒体だけでなく、電子媒体での提出も認められることとされました。

この取扱いは、平成29年6月1日以後となっていますが、金融機関によって対応が違うようですので、確認をしてください。

